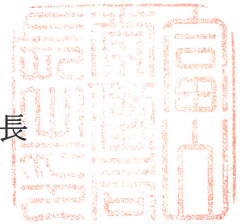


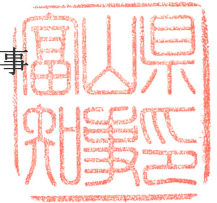
富労発基 0520 第 1 号  
労 政 第 7 6 号  
令 和 6 年 5 月 20 日

一般社団法人 富山県経営者協会  
会長 山下 清胤 殿

富 山 労 働 局 長



富 山 県 知 事



賃金引き上げに向けた支援策に係る周知について（お願い）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素より労働行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）において、「足元の賃上げの動きを持続的なものとするため、中堅・中小企業に対し、価格転嫁、人手不足対応、生産性向上への支援を含め、賃上げ継続に向けた支援を行う。」こととされたことを踏まえ、特に中小企業・小規模事業者の生産性向上に向け、様々な支援策を提供しています。

支援策の一つである業務改善助成金では、事業場内で最も低い賃金を引き上げ、かつ、設備投資などを行った場合にその費用の一部の助成を行っています。

また、富山県においても、業務改善助成金の上乗せ補助として「富山県賃上げサポート補助金」制度を設けています。

さらに、厚生労働省が開設した「賃金引上げ特設ページ」は、賃金引上げに向けた取組事例や、地域・業種・職種ごとの平均的な賃金額の検索機能、政府の支援策を横断的に集約するなど、企業が賃金引上げを検討する際の参考となる情報を掲載しています。

加えて、持続的な構造的賃上げを実現するためには、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要であることから、令和5年11月29日に内閣官房・公正取引委員会より「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が策定され、発注者・受注者の双方の立場からの行動指針が示されています。

つきましては、貴殿におかれましても、行政による賃金引上げに向けた環境整備の取組や、社会的にも賃金引上げが求められていることをご理解いただき、傘下企業に対し、以上の支援策等について周知にご配慮賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

なお、別添のパフレット等は、厚生労働省や富山県のウェブサイト、賃金引上げ特設ページ等にも掲示しておりますので、ご活用ください。

<パンフレット等の掲示先>

パンフレット等の 名称	URL	QRコード
令和6年度業務改善助 成金のご案内	<a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001222481.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/ 11200000/001222481.pdf</a>	
富山県賃上げサポート 補助金	<a href="https://www.pref.toyama.jp/1303/sangyou/roudou/roudoukoyou/chinagesupport.html">https://www.pref.toyama.jp/1303/ /sangyou/roudou/roudoukoyou/chi nagesupport.html</a>	
賃金引上げ特設ページ	<a href="https://pc.saiteichingin.info/chingin/">https://pc.saiteichingin.info/c hingin/</a>	
賃金引上げ取組事例集	<a href="https://pc.saiteichingin.info/jirei/">https://pc.saiteichingin.info/j irei/</a>	
厚生労働省、中小企業 庁では、最低賃金引上 げに伴う支援を強化し ています	<a href="https://www.mhlw.go.jp/content/001247171.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/ 001247171.pdf</a>	
労務費の適切な転嫁の ための価格転嫁に関す る指針	<a href="https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html">https://www.jftc.go.jp/dk/guide line/unyoukijun/romuhitenka.htm l</a>	